

草津市議会基本条例（案）市民説明会

開催日時	平成26年5月18日（日） 13時30分～15時05分
開催場所	草津市議会議場
参加者数	42人
内容・時間	13:30～13:40 開会（市民憲章の唱和、あいさつ等） 13:40～14:20 第1部 模擬議会（議会審議の形式により条例案を説明） 14:20～15:05 第2部 質疑応答（条例案に関する参加者の質問に回答） 15:05 閉会（あいさつ）
質疑応答	下記のとおり

Q：議会でのタブレットなどのIT機器の導入についてはどうか。

A：導入については時期尚早の意見もあり、今後、経費の面や他市の状況も参考にしながら検討する。

Q：議場スクリーンの設置の目的は何か。字幕の記載や資料の提示に活用すべきでは。

A：議場スクリーンは、傍聴者から見て後ろ向きとなる質問者の様子などを映している。字幕の記載は経費の問題もあるので検討が必要。質問者の資料は、今のところ傍聴者に掲示すべきものはない。

Q：議会図書館の充実と事務局職員の独自採用について具体的な考えはあるのか。

A：議員の資質向上を進めるなかで、図書館の活用を活発にする。議会が専門職員を独自に採用することは困難なので、事務局の職員体制については市長に申し入れを行っている。今後は大学等研究機関との連携の中で専門的知見を活用したい。

Q：条例の検証作業を第三者機関に委ねる考えはないのか。

A：条例の目的が達成されているか常に検証を行うが、方法については今後議論を進めていく。

Q：政策討論は、議員間の共通認識の場でもあるので、会議の公開については、場合によっては非公開でもよいのではないか。

A：政策討論は原則公開を予定しているが、場面に応じて実のある討論を開催したい。

Q：条例制定の前後で何が変わるのか。具体的に記載しているところは理解できるが、議員活動の抽象的な表現は、目に見えない。

A：議会基本条例の制定がスタートだと考えており、議会・議員活動の見える化については、今後も議論し示していきたい。

Q：議会が市民の意見集約をするツールを持たないといけない。また、議会での質問時間が制約されているが、なぜ結論が出るまでしないのか。

A：議会での質問は、議員個人が市全体の諸施策をどれほど掘り下げて検証し質問するかにかかっている。今後も議員全員がしっかり勉強しながら、市民の負託に応えるというスタンスを高めたいかねばならない。

Q：定員と報酬の条項に、「改定に当たっては、他市との単純な数値的比較により決定するのではない」という逐条解説の文言を書いていないのはなぜか。

A：議員定数と議員報酬の見直し時には、市の財政状況、人口動態や市が抱える課題などにより検討を行う。


Q：文書質問を提出したら、回答がもらえるのか。

A：文書でいただいた質問は、回答させてもらう。

※ 条例（案）のパブリックコメントについての回答は、草津市市民参加条例施行規則に準じ、条例（案）の公表時と同じ方法により次のとおり実施します。提出いただいたご本人宛に回答はいたしませんので、御了承ください。

#### 回答の閲覧方法

①インターネットで（草津市議会ホームページ）

『草津市議会基本条例』で **検索**  (<http://www.kusatsu-shigikai.jp/>)

②お近くの公共施設で

情報公開室（市役所2階）、議会事務局（市役所3階）、各市民センター、各隣保館、市民交流プラザ、人権センター、まちづくりセンター、図書館（本館/南草津）